

主催 津久見商工会議所 共催 津久見市・公益財団法人大分県産業創造機構大分県よろず支援拠点・公益財団法人大分県産業創造機構おおいスタートアップセンター

“津久見”での創業を希望する方、“津久見”で創業された皆様へ つくり創業“start&stand up”セミナー

「お店を持ちたい!」「自分の好きなこと・趣味を仕事にしたい!」「創業するには何を準備すればいいの?」

そんなあなたにぴったりの、津久見市で開催される【創業セミナー】となります!

今回は、【つくり創業“start&stand up”セミナー】と題しまして、将来やこの先創業を考えている方はもちろん、既に創業をされた方、また「自分の好きなことを仕事にするって何を準備すればいいんだろう」と興味がある方までどなたでも参加できるセミナーとなっております!

- ◆ 対象者: 創業を検討している、ビジネスに興味がある、創業して間もない方
- ◆ 会 場: 津久見商工会議所 3階 大会議室 ◆ 参加費: 無料 ◆ 時間: 18:30 ~ 20:30(全4回)

- 第1回 1月20日(木) 【財務会計・経営】 講師: 綾部 祐幸 氏
(おおいスタートアップセンター センター長)
- 第2回 1月27日(木) 【人材育成・販路開拓】 講師: 大分県よろず支援拠点コーディネーター
- 第3回 2月 3日(木) 【ワークショップ】
- 第4回 2月17日(木) 【プレゼンテーション】

☆全4回の講義“すべて受講”で、津久見市特定創業支援等事業の受講証明書の交付を受けることができます。本セミナーは、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画認定市町村の特定創業支援等事業です。全4回の講義を受講され【修了書】を取得された方は、「津久見市創業支援事業補助金」の活用や、津久見市内で法人設立時の登録免許税軽減などの優遇措置を受けることができます。※別途交付申請には手続きが必要です。※セミナーの詳しい内容については、セミナーのチラシや下記問い合わせ先までご確認ください。

【問い合わせ先】 津久見商工会議所 電話: 0972-82-5111 FAX: 0972-82-4666

津久見高校企業説明会が開催されました!

令和3年12月15日(水)に市内の鋳工業を中心とした会社で組織する、津久見市工業連合会の主催で津久見高校にて企業説明会が開催されました。

この日、津久見市工業連合会に加盟する6社(有田田ゴム工業所、大分太平洋鋳業㈱、小代築炉工業㈱、㈱戸高鋳業社、㈱鳥繁産業、㈱ヤクテツ)のご協力のもと、生産機械科・電気電子科の2年生68名を対象に各企業の説明が行われました。生徒のみなさんは、なかなか知ることのできない仕事の内容や製品・商品などの話に耳を傾けていました。今回の説明会をきっかけに、津久見高校生の地元企業への関心が高まることを期待しています。

企業説明会の様子



2月開催! PayPayで津久見市のお店を応援しよう! 最大20%戻ってくる桜キャンペーン!



津久見市では、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた市内事業者などの売上回復による地域経済の活性化や市民、市内事業者へのキャッシュレス決済の普及を図るため、PayPay株式会社と連携して、市内店舗を対象とした「キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン」を令和4年2月に実施します。

キャンペーンでは、市内の対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」を利用して決済をした場合に、決済金額の最大20%のPayPayボーナスを還元します。なお、1回あたりの付与上限は、1,000円相当、期間あたりの付与上限は5,000円相当となります。

※PayPayボーナス付与や支払い方法などについては一定の条件があります。詳しくはPayPayのHPをご確認ください。

市民など一般消費者を対象とした説明会も実施予定ですので、ふるってご参加ください。

今後、詳細については津久見市ホームページ等でお知らせします。

【問い合わせ先】 津久見市 商工観光・定住推進課 TEL: 0972-82-9542

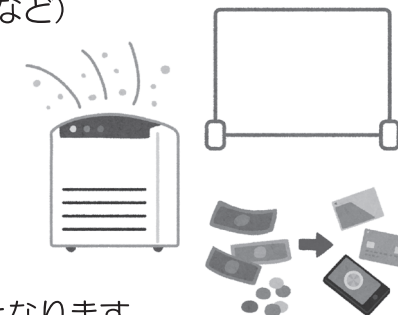
感染防止対策等を行う小規模事業者を支援します! 【津久見市小規模事業者等事業継続環境整備支援事業補助金】

【補助額】 1事業者につき 補助対象経費の4/5(上限20万円)
※千円未満の端数は切り捨て

【対象経費】 感染防止対策または環境整備対策(効率化・発展が目的)にかかる以下の経費

- ・店舗等改修経費(感染対策・自動ドア設置・リニューアルなど)
- ・備品購入費(感染対策のための備品・設備投資など)
- ・広報宣伝費(販売促進・販路開拓のための広報など)
- ・新商品開発経費(材料試験等・デザイン作成など)
- ・販路開拓経費(WEB掲載・ポスター作成費など)
- ・自己啓発費(事業に関する特殊な資格取得費など)
- ・その他(キャッシュレス決済、Wi-Fi設備初期費用など)

※消耗品は対象外



【支給対象】 下記の①~⑤のすべてに該当する方が支給対象となります。

- ①従業員の数が20名以下(商業またはサービス業の場合は5名以下)の小規模事業者 ※政治・経済・文化団体、宗教上の組織または団体等は対象外
 - ②令和3年4月1日以降、事業を行った小規模事業者
 - ③今後も事業を継続する意思があること ④市税等を滞納していないこと
 - ⑤暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと
- ※農林水産業の方は、別で支給要件がありますので、農林水産課にお問い合わせください。

【申請方法】 申請書類を下記提出先に提出

- ①交付申請書兼同意書
- ②店舗等の所有者の同意書(賃貸物件を改修する場合のみ)
- ③対象経費の見積書の写し
- ④店舗等の現況が確認できる写真(店舗等を改修する場合のみ)
- ⑤事業計画書(環境整備対策を行う場合)

【申請期限】 令和4年3月1日(火)

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※様式については、津久見市ホームページ上および市役所にて準備しています。

※詳細については、津久見市ホームページをご確認いただくか、下記お問い合わせ先までご確認ください。

【提出先・問い合わせ先】

農林水産業の方: 津久見市 農林水産課 TEL: 0972-82-9514

それ以外の方: 津久見市 商工観光・定住推進課 TEL: 0972-82-9542